

平成 30 年度 高齢者向け改善住宅供給事業における巡回員派遣業務  
委託事業者公募要領

名古屋市住宅供給公社

## 1 趣旨

高齢者向け改善住宅供給事業は、既存の市営住宅の一部を高齢者の居住にふさわしい住宅に改善するとともに、居住者の生活を支援するために巡回員を配置し、巡回訪問、安否確認、生活相談などの生活支援サービスを提供するものです。

当社は、管理代行者としての業務を行っていくうえで、きめ細やかで柔軟・迅速な対応を必要とする生活支援サービスは、社会福祉に精通した特定非営利法人（NPO 法人）や専門性を有する団体と協働で実施したいと考えております。

従いまして、当社の協働のパートナー（委託事業者）を以下のように公募します。

## 2 業務の内容等

### (1) 対象住宅

名古屋市守山区本地が丘 1701 番地

市営本地荘 23 棟 (50 戸) および 25 棟 (49 戸) 合計 99 戸

※ 住宅は、市営住宅でかつ 60 歳以上の世帯、单身の方が入居している住宅です。

※ なお、25 棟 104 号談話室内に巡回員室を設けてあります。

※ 巡回員室等の什器・備品は、供給公社から貸与されます。

### (2) 巡回員の業務内容

#### ① 安否確認

毎日 1 回、安否確認システムにより、居住者の安否の確認を行います。

安否確認ランプが点灯せず、安否が不明な場合は当該住宅を訪問し、安否を確認します。この場合、必要に応じ当該住宅に立ち入り、安否を確認することもあります。

また、緊急時には緊急時対応（119 番通報、緊急連絡先及びその他関係機関への連絡・調整等）を行います。

《安否確認システム》

高齢者向け改善住宅の入居者は、毎朝起床時に安否確認ボタンを押すように義務付けられており、その情報は巡回員室の表示板に表示されます。

② 巡回訪問

毎週 1 回以上居宅を順番に訪問し、緊急連絡先、かかりつけ病院などの情報の把握に努め、台帳を整備するとともに、不在情報の収集を行います。

③ 生活相談

巡回訪問時及び巡回員室を訪問した入居者の生活相談に応じ、アドバイスを行うとともに必要に応じ関係機関への連絡若しくはケアマネジャーとともに介護保険制度の適用等のアドバイスを行います。

④ 行政等関係機関への各種連絡・連携

必要に応じ、守山区の区民福祉部、民生委員など関係機関との連絡及び住宅供給公社との連絡を行い、連携をとります。

⑤ 談話室の管理及び談話室を利用した入居者の交流活動・生き甲斐活動等の支援を行います。

(3) 巡回員の勤務時間等

① 勤務体制 2 名体制で通年勤務

② 勤務時間 月曜～土曜 10:00～12:30 13:00～15:30  
日曜 10:00～12:00

(4) 巡回員の資格等

① 介護職員初任者研修課程修了以上の資格若しくは看護業務の経験又は知識を有すること。

② 心身ともに健康であること。

③ 高齢者福祉に関し理解と熱意を有すること

④ 高齢者の生活に関する相談、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。

(5) その他巡回員に関する事項

巡回員は、業務上知り得た秘密を他に漏らすことはできません。

(巡回員の業務を辞めた後、委託終了後も同様です。)

### 3 契約期間等

(1) 契約期間・・・平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※ 契約は、原則として 1 年単位で行い、成績が良好な場合は、1 ヶ年延長することができ、その後もこの例による。ただし、最長で 4 年を超えないものとする。

※ 業務上の重大な瑕疵が発生した場合には、契約途中であっても契約を解除する場合があります。

(2) 契約上限額

年間 5,465 千円（交通費、消耗品費含む。消費税抜き）

※ 談話室、巡回員室の光熱水費は当公社で負担します。

#### 4 募集について

(1) 応募資格

- ① 業務の受託能力を有し、高齢者の支援を目的とする事業者で、活動拠点が主に名古屋市内であること。
- ② 事業者の構成員にケアマネジャーの資格を有する者がいること。
- ③ 「名古屋市競争入札参加資格」を有すること。又は平成 30 年 3 月 1 日までに認定の見込みがあること。

(2) 応募方法 …… 受付期間内に次の提出先に必要書類をご持参ください。

(3) 提出先 …… 名古屋市西区浄心一丁目 1-6

名古屋市住宅供給公社 管理部管理第一課

電話 052-523-3872

FAX 052-523-3863

(4) 受付時間帯 …… 土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(5) その他

- ① 応募に際しての費用は、各応募事業者の負担とします。
- ② 提出された見積書及び活動計画説明書は返却いたしません。

5 募集期間 平成 30 年 1 月 22 日(月) から 平成 30 年 2 月 9 日(金)

#### 6 応募に際しての提出書類等

応募される事業者は、見積書、活動計画説明書及び添付書類をご提出ください。

(1) 見積書 …… 内訳（直接人件費、事務費等の別）も記入してください。

※ 見積に含めない経費 ……（談話室、巡回員室の光熱水費、通信費）

(2) 活動計画説明書 …… 別添書式 <別紙 2>

別添「活動計画説明書作成要領」に沿って必要事項をご記入ください。

(3) 添付書類

- ① 事業者の目的・活動の内容
- ② 事業者の定款（規約）、役員及び組織図
- ③ 平成 28 年度の活動概要、決算
- ④ 平成 29 年度の事業予定、予算

- ⑤ 名古屋市または他の公共団体からの委託事業の実績  
(契約書の写し等を添付してください。)
  - ⑥ 今回委託事業と類似事業の実績  
(契約書の写し等を添付してください。)
- (4) 提出部数・・・各2部(うち1部はクリップ止めとし、製本しない。)

## 7 選定と選定結果の通知

### (1) 選定

選定は、「高齢者向け改善住宅供給事業における巡回員派遣業務委託事業者公募選定実施要領」に基づき、名古屋市住宅供給公社に設置する「高齢者向け改善住宅事業における巡回員派遣業務委託事業者公募選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が応募書類の審査を行い選定します。

<選定委員会委員>

名古屋市住宅供給公社	常務理事(委員長)
同	管理部長(副委員長)
同	総務部長
同	総務課長
同	管理第一課長

### (2) 結果の通知

応募された事業者には、選定結果を通知いたします。(2月下旬予定)

## 8 選定基準

評価基準 <別紙 1> により総合的に行います。

総得点が最も高く、かつ最低基準点(満点の5割)を満たす業者を選定する。

## 9 失格

次の各号に該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 応募時点において、「4-(1)」①、②の応募資格を満たさないことが認められた者
- (3) 平成30年3月1日までに、「4-(1)」③の登録がなされなかった者
- (4) 本公募に基づく契約までの間に、「4-(1)」の応募資格を失った者

## 10 その他

- (1) 研修

巡回員は、初めて業務を行うときは業務開始前に2週間程度、当社の指定する場所において業務の実施研修を受けていただきます。

(2) 法令遵守義務

受託事業者及び巡回員は、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）同施行細則等の関係法令を遵守する義務を課せられます。

(3) 守秘義務

受託事業者及び巡回員には、名古屋市あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）により、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。また、当該業務上知り得た個人情報については、当該業務以外の目的に使用することはできません。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は第三者に行わせることはできません。

(5) その他

- ① この「要領」及び「巡回員派遣業務」についての質問は、<別紙3>「質問書」により、FAXでお申し出ください。

また、質問に対する回答は、質問者に折り返し回答するほか、当社のウェブサイトで公表するとともに下記のように閲覧に供します。

※ 質問受付期間

平成30年1月22日(月) から 1月29日(月)

※ 質問及び回答のウェブサイト掲載

平成30年2月2日(金)から2月9日(金)まで (予定)

※ 質問及び回答の閲覧期間

平成30年2月2日(金)から2月9日(金)まで (予定)

(土日、祝日を除く午前9時から午後5時)

※ 閲覧の場所

名古屋市住宅供給公社 管理第一課

- ② 本業務の委託は、名古屋市における本業務に係る平成30年度予算の成立を条件とします。

この公募要領は、インターネットでもご覧いただけます。

公募に必要な書式等は、こちらからダウンロードしてください。

名古屋市住宅供給公社ホームページアドレス

<http://www.jkk-nagoya.or.jp>